

支えあう力で。



事業主の皆さん、

# 石綿(アスベスト)健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付が始まります。

- 労災保険適用事業場の全事業主が対象です。
- 一般拠出金は、労働保険の年度更新に併せて申告・納付してください。
- 納付手続きは平成19年4月1日からです。